

千葉県人権施策推進本部設置要綱

(設 置)

第1条 「すべての県民の人権が尊重される元気な千葉県」を目指し、県政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った施策を総合的かつ効果的に推進するため、千葉県人権施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 千葉県人権施策基本指針に基づく施策の総合調整に関すること。
- (2) 人権施策の総合的な企画・調整に関すること。
- (3) その他人権施策推進に係る重要事項に関すること。

(組 織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充て、推進本部を主宰する。
- 3 副本部長は、副知事をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、本部長が指名した者が、その職務を代行する。
- 4 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(会 議)

第4条 推進本部は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要に応じて本部員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(ワーキンググループ)

第5条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に「千葉県人権施策推進本部ワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

- 2 ワーキンググループは、グループリーダー及びグループ員をもって組織する。
- 3 グループリーダーは、健康福祉政策課副参事兼人権室長をもって充て、ワーキンググループを主宰する。
- 4 グループ員は、別表2に掲げる課の長が指名する者をもって充てる。
- 5 ワーキンググループは、必要に応じグループリーダーが招集し、グループリーダーが議長となる。
- 6 グループリーダーは、必要に応じてグループ員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(協力要請)

第6条 推進本部は、必要に応じ関係各課に対し資料の提出を求める等、協力を要請することができる。

- 2 前項の規定は、ワーキンググループについて準用する。

(事務局)

第7条 推進本部の事務局は、健康福祉部健康福祉政策課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成１６年６月２９日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成１９年４月１日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成２７年１月２８日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。